

2月定例会

平成十二年二月定例会は、二月十六日に開会し、三月二十四日までの十八日間にわたって審議を行いました。今定例会では、四名の議員が一般質問を行ったほか、市長から提出された平成十二年度一般会計予算及び下水道事業特別会計予算など九特別会計予算議案、平成十一年度一般会計補正予算や介護保険条例を制定するための議案など四十九議案を可決したほか、教育委員会委員の選任に同意しました。

また、議員から提出された市議会会議規則改正議案一件と決議案一件を可決しました。このほか、陳情三件を採択、一件を不採択としました。

なお、三月一日に議会全員協議会を開催し、ごみ処理広域化実現可能性調査結果などの報告を受けました。

平成12年度予算を可決

一般会計は前年度比2.2%の減

三月二日の本会議において市長から平成十二年度の施政方針の説明が行われ、あわせて予算とこれに関連する議案が提出されました。提案された平成十二年度予算規模は、一般会計は五百十五億八千六百二十万円（前年度対比二・二%減）で新設された介護保険事業特別会計など九特別会計を加えた総額は、一千三百九億三千三百六十六万円（前年度対比五・二%増）でした。

【予算等審査特別委員会を設置】本会議では、三月七日と八日の本会議において、新年度の予算等に対する各会派の代表質問を行った後、議員十一名で構成する予算等審査特別委員会（以下、委員会。委員長＝伊東正博議員）を設置しました。

委員会では、現在の社会情勢を踏まえ、市長が施政方針で述べている四つの市政の重要課題や公助・共助・自助の「三助支えあい型予算」の内容はいかなるものか、さらに見直しされた第三次総合計画前期実施計画の事業や後期実施計画を展望した政策課題にどう取り組もうとしているのか、また、かまぐら行

等に対する各会派の代表質問を財政プラン前期実施計画に盛り込まれた施策がどのように具体化されているかなどの点に着目し、審査を行いました。

担当部課への質疑を三月十三日から十六日まで行った後、十七日からは、市長・教育長出席を求め、土地開発公社による用地取得、行財政改革の推進、介護保険制度の導入、ごみ処理事業、緑地保全など三十二項目にわたり質疑を行い、理事者の見解をただしました。

【委員会は一一般会計予算を否決】三月二十二日に開かれた委員会では、

介護保険条例の制定など —まずは円滑な制度導入を—

平成十二年四月一日からの介護保険制度の開始に伴い、今定例会に市長から新たな条例制定などの議案が提出されました。

議会では審議の結果、いずれの議案も議員の賛成で原案を可決しました。

議案の主な内容などは、次のとおりです。

◇介護保険条例の制定
介護保険法等に規定のあるもののほか、第一号被保険者の保険料の額や徴収の方法等介護保険制度運用について必要な事項を定めるものです。

議会では、公平かつ公正な要介護認定、サービス提供量及び人材の確保など制度の根幹にかかわる課題はもとより、本市独自のサービス事業、低所得者対策や国

への財源措置の要請など課題が山積しているものの、市当局が前向きな取り組みの姿勢を示していることや、円滑な制度の導入を図る必要があることから妥当としたものです。

◇円滑導入基金条例などの制定
国から交付される介護円滑導入臨時特別交付金を対象事業の財源に充てるための基金や介護保険料の剰余金を年度を超え管理し、三年間の中期財政運営の財源に充てるための基金を設置するものです。

◇国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険に加入する第二号被保険者から介護分保険料を従来の医療保険分保険料と一括して賦課徴収する規定の整備などを行うものです。

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 新年度予算の概要……………2面
- 各会派の評価と見解 2・3・4面
- 一般質問・決議・陳情・全協……………5面
- 議決した議案……………6面

側においてさらに検討・整理を要する点が認められるので当該議案を撤回したい旨の申し出があり、委員会はこれを承認しました。その後、各委員からの予算議案等に対する意見が述べられ、採決に入りました。その結果、一般会計予算は可決同数となり、委員長裁決により否決、下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計予算は多数の賛成により可決、その他七特別会計予算及び条例関係議案については総員の賛成で可決しました。なお、予算議案に対する賛否は次のとおりです。

◇一般会計：【賛成】市政クラブ、公明党、ネットワーク・鎌倉、鎌倉、社会民主・市民会議、無所属【反対】鎌倉同志会、日本共産党、清新会

◇下水道事業特別会計：【賛成】鎌倉同志会、市政クラブ、公明党、ネットワーク・鎌倉、社会民主・市民会議、清新会、無所属【反対】日本共産党

◇大船駅東口市街地再開発事業特別会計など七特別会計：【賛成】総員

建築紛争の予防・調整条例の制定

今定例会に市長から「鎌倉市建築等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定するための議案が提出されました。

近年、本市においてマンション建設や宅地開発等の増加に伴い、地域住民と事業者の間で住環境に及ぼす影響等に関するトラブルが増加しています。

本条例の趣旨は、事業者等が建築等の計画の策定等に当たり、あらかじめ配慮すべき事項等を定め、一定規模以上の建築等について計画内容の周知を徹底させることにより紛争発生を未然に予防措置を講ずるとともに、紛争が生じた場合における地域住民と事業者による自主的な解決と裁判などの司法的手段との中間に位置する中立的・第三者的立場であつせん及び調停を行う紛争調整機関を設置しようとするもので、良好な近隣関係の保持を図り、安全で快適な住環境の保全及び形成に寄与しようとするものです。なお、平成十二年十月一日から施行しようとするものです。

議会では、本制定条例がこれまで幾度となくその必要性を求めてきた中立的・第三者的な紛争調整機関の設置を具現化するものであることなどから妥当と認め、総員の賛成で原案を可決しました。

川喜多記念館建設に向けて

基金設置条例を可決

今定例会に市長から「鎌倉市川喜多記念館建設等基金条例」を制定するための議案が提出されました。

我が国の映画及び映画文化の振興に多大な貢献をされた川喜多長政、かしくご夫妻の映画資料館の建設の遺志を尊重し、平成六年三月にご遺族がご夫妻の住まわれた土地と建物を鎌倉市に寄贈しました。

旧川喜多邸の整備については、第三次鎌倉市総合計画前期実施計画に位置づけられるとともに、平成八年に（仮称）川喜多記念館基本構想が、平成十年には基本計画が策定されるなど順調に進行してきましたが、その後、本市の厳しい財政事情により、後期実施計画に先送りされました。このような中、議会では昨年の十二月定例会の一般質問で

川喜多記念館整備のための基金設置の必要性が取り上げられたほか、今定例会において、川喜多記念館建設実施についての陳情を採択しました。（関連記事を五面に掲載）

◇条例の内容
川喜多長政、かしくご夫妻の功績を記念して、寄贈を受けた旧川喜多邸の敷地内に記念館を建設し運営していく財源に充てるための基金を設置し、その管理について必要な事項を定めるもので、平成十二年四月一日から施行するものです。

◇審議の結果
議会では、厳しい財政状況にある本市にとって、記念館の建設推進に向けて広く民間の支援を募る上で今回の条例制定が大きな役割を果たすとの判断から妥当と認め、総員の賛成で原案を可決しました。

教育委員会委員選任

二月十六日の本会議において、市長から教育委員会委員の選任についての議案が提出され、議会では原案のとおり同意しました。選任された方は次のとおりです。

熊代徳彦氏（横須賀市在住）
なお、任期は前任者の残任期間の平成十二年十月十三日までとなります。



川喜多邸の整備

川喜多邸の整備は、川喜多記念館建設の第一歩として、平成十二年四月一日から施行する予定です。この整備は、川喜多邸の歴史を伝えるとともに、川喜多長政の功績を後世に伝える重要な役割を果たすものと期待されています。